

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成17年11月17日(2005.11.17)

【公表番号】特表2004-538351(P2004-538351A)

【公表日】平成16年12月24日(2004.12.24)

【年通号数】公開・登録公報2004-050

【出願番号】特願2003-520307(P2003-520307)

【国際特許分類第7版】

C 0 9 B 61/00

A 2 3 K 1/16

A 2 3 L 1/275

A 2 3 L 2/58

A 6 1 K 7/00

C 0 9 B 67/20

【F I】

C 0 9 B 61/00 A

A 2 3 K 1/16 3 0 1 A

A 2 3 K 1/16 3 0 3 D

A 2 3 L 1/275

A 6 1 K 7/00 W

C 0 9 B 67/20 F

A 2 3 L 2/00 M

【誤訳訂正書】

【提出日】平成16年4月8日(2004.4.8)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

甜菜から得られるペクチン、トリグリセリド、カロテノイド及び、必要により、アジュバント及び/又は賦形剤を含む組成物。

【請求項2】

カロテノイドが、若しくは - カロテン、8 - アポ - - カロテナール、8 - アポ - - カロテン酸エチルエステル、カンタキサンチン、アスタキサンチン、リコ펜、ルテイン、ゼアキサンチン若しくはクロセチン、又はそれらの混合物である請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

カロテノイドが、 - カロテンである請求項2に記載の組成物。

【請求項4】

ペクチンが、その10重量%水溶液が50で20~10000mPa·sの粘度を有するものである請求項1~3のいづれか1項に記載の組成物。

【請求項5】

単糖、二糖、オリゴ糖、又は多糖、水溶性抗酸化剤、脂溶性抗酸化剤、ケイ酸及び水の少なくとも一つが更に存在する請求項1~4のいづれか1項に記載の組成物。

【請求項6】

单または二糖が、スクロース、転化糖、グルコース、フルクトース、ラクトース又はマ

ルトースである請求項 5 に記載の組成物。

【請求項 7】

多糖が、スター^チ又はスター^チ加水分解産物である請求項 5 に記載の組成物。

【請求項 8】

スター^チ加水分解産物が、(5 - 65 デキストロース当量の範囲内にある)マルトデキストリン若しくはデキストリン、又は(20 - 95 デキストロース当量の範囲にある)グルコースシロップである請求項 7 に記載の組成物。

【請求項 9】

トリグリセリドが、植物油又は植物脂肪である請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 10】

ペクチンの量が、約 0.5 ~ 約 60.0 重量% であり、及びカロテノイドの量が、約 0.1 ~ 約 20.0 重量% である請求項 1 ~ 9 のいづれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 11】

粉体である請求項 1 ~ 10 のいづれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 12】

約 1 ~ 約 60 重量% のペクチン；

約 0.2 ~ 約 20 重量% のカロテノイド；

0 ~ 約 70 重量% の単糖又は二糖；

0 ~ 約 50 重量% のスター^チ；

0 ~ 約 70 重量% のスター^チ又はスター^チ加水分解物；

約 0.5 ~ 約 50 重量% のトリグリセリド；

0 ~ 約 5 % の水溶性抗酸化剤；

0 ~ 約 5 % の脂溶性抗酸化剤；

0 ~ 約 2 % のケイ酸；及び

0 ~ 約 10 % の水；

を含む請求項 11 に記載の組成物。

【請求項 13】

水中油型分散物である請求項 1 ~ 10 のいづれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 14】

約 0.5 ~ 約 30 重量% のペクチン；

約 0.1 ~ 約 10 重量% のカロテノイド；

0 ~ 約 35 重量% の単又は 2 糖；

0 ~ 約 35 重量% のスター^チ又はスター^チ加水分解物；

約 0.25 ~ 約 25 重量% のトリグリセリド；

0 ~ 約 2.5 % の水溶性抗酸化剤；

0 ~ 約 2.5 % の脂溶性抗酸化剤、及び

5 ~ 約 95 % の水；

を含む請求項 13 に記載の組成物。

【請求項 15】

10 ppm の - カロテンの最終濃度で水に溶解、分散又は希釈したとき、吸光最大において ≥ 300 の吸光係数 E (1 %、1 cm) を有する請求項 12 ~ 14 のいづれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 16】

ペクチン並びに必要により水溶性賦形剤及びアジュバントの水性溶液又はコロイド溶液中において、トリグルセリド中のカロテノイド及び必要により脂溶性アジュバントの溶液又は分散物をホモジナイズすること及び、必要の場合、得られた分散物を粉体へ変換することを含む請求項 1 ~ 15 のいづれか 1 項に記載の組成物の調製方法。

【請求項 17】

食品、飲料品、動物飼料、化粧品または薬品のための着色料としての請求項 1 ~ 15 のいづれか 1 項に記載の組成物の使用。

【請求項 1 8】

請求項 1 ~ 15 のいづれか 1 項に記載の組成物を含む食品、飲料品、動物飼料、化粧品または薬品。

【請求項 1 9】

特に明細書に記載、特に実施例を参照して記載される本発明。